

時間帯別 B 契約

(個別約款)

令和 7 年 8 月 1 日

越後天然ガス株式会社

新潟市秋葉区新津 4 5 1 6 番地

目 次

1. 適 用	1
2. 個別約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	6
11. 契約の解約	6
12. 契約の変更または解約に伴う契約最大使用量超過補償料 または契約昼間使用量超過補償料の精算	7
13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料	7
14. 緊急時調整時の措置	8
15. その他	8
付 則	
1. 実施の期日	8
2. 本個別約款の実施に伴う切り替え措置	8
(別 表)	
1. 早収料金の算定方法	9
2. 料金表	10

1. 適 用

- (1) この個別約款は、この個別約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この個別約款は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. この個別約款の変更

- (1) 当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。
- (2) この個別約款を変更する場合の手続きは、ガス小売供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(14) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの個別約款による契約を希望される場合に適用いたします。

(1) 契約最大使用量が次のとおりであること。

区 分	契約最大使用量
43.3 メガジュール	6 立方メートル以上

(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の 600 倍（小数点以下切り捨て）以上であること。

(3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

区 分	契約月平均使用量
43.3 メガジュール	872 立方メートル以上

(4) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。

(5) 契約年間負荷率が 75 パーセント以上であること。

(6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この個別約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの個別約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約昼間使用量
- ③ 契約夜間使用量
- ④ 契約年間使用量
- ⑤ 契約年間引取量
- ⑥ 契約月平均使用量
- ⑦ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

(4) (3) にもとづき需給契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。
また、契約締結前の書面交付は行いません。
- ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称、住所、契約年月日および当社更新後の契約期間等を記載いたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、毎回の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行なった日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします）。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して 30 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます）に行われる場合には、(2)により算定された料金（この場合の料金を「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 当社は、時間帯別B契約には別表の料金表を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(2)にもとづく 1 か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.0736 円×原料価格変動額／100 円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.0736 円 × 原料価格変動額／100 円 × （1＋消費税率）

（備 考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

93,860 円

②平均原料価格（トン当たり）

別表 1(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価格から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格＝トン当たり LNG 平均価格

（備 考）

トン当たり LNG 平均価格は、当社ホームページおよび営業所等に掲示します。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額とします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

使用者の年間の実績使用量が、契約最大使用量の 600 倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量} \\ \text{の 600 倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契} \\ \text{約に定める月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点第 3 位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の 1 か月あたり平均実績使用量／最大需要期における 1 か月あたり平均実績使用量) × 100 をいいます（小数点以下切捨て）〕が 75 パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{負荷率 75 パーセ} \\ \text{ントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契} \\ \text{約に定める月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点第 3 位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契} \\ \text{約に定める月別契約量} \\ \text{に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点第3位以下を四捨} \\ \text{五入した額} \end{array} \right]$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{あたりの使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大使} \\ \text{用量} \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の流} \\ \text{量基本料金相} \\ \text{当単価} \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

(5) 契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料といたします。ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{昼間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約昼間使} \\ \text{用量} \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の昼} \\ \text{間基本料金相} \\ \text{当単価} \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の解約

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお

申し出にもとづき、この個別約款にもとづく契約を解約できるものいたします。ただし、5(5)の規定によりその後の締結にあたって制限を受ける場合があります。

- (2) お客さまは、2 (1) に定めるこの個別約款の変更に異議がある場合には、この個別約款による契約を解約することができます。
- (3) お客さまに契約違反があった場合 (4の適用条件を満たさなくなった場合および9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む) には、当社の申し出にもとづき、この個別約款にもとづく契約を解約できるものいたします。
- (4) この個別約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約日の翌日にお客さまからガス小売供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 契約の変更または解約に伴う契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合であって変更月または解約月以前に契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、11 (1) または (2) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは 11 (3) の規定による契約の解約である場合には、契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算は行いません。

13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、11 (1) または (2) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは 11 (3) の規定による場合には、当社は、次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{前契約の1} \\ \text{か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月あたりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right]$$

14. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad \text{定額基本料金割引額} &= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \quad \text{流量基本料金割引額} &= \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (3) \quad \text{昼間基本料金割引額} &= \text{昼間基本料金単価} \times \text{契約昼間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}} \\ (4) \quad \text{夜間基本料金割引額} &= \text{夜間基本料金単価} \times \text{契約夜間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}} \end{aligned}$$

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この個別約款は、令和7年8月1日から実施いたします。

2. 本個別約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が令和7年8月1日から令和7年8月31日に属する料金算定期間の早収料金については、本個別約款の変更前の個別約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は、昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は、夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5)料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数の切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表（時間帯別B契約）（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金（甲）

① 定額基本料金

1ヶ月につき	14,437.50 円
--------	-------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	595.10 円
------------	----------

(2) 基本料金(乙)

① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.20 円
------------	--------

② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	1.10 円
------------	--------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	109.64 円
------------	----------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。